



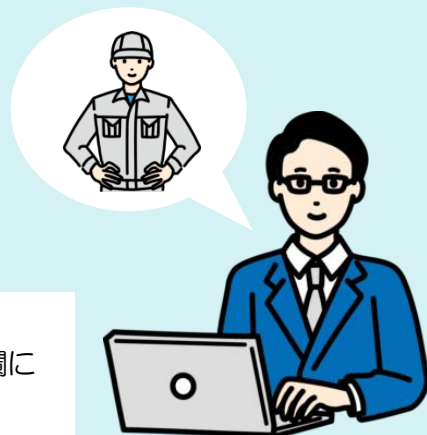
ハローワーク横浜 事業所部門だより R8.7

求人申込窓口受付時間（平日）8:30～16:00

スキマ時間で働けるお仕事はありませんか？

ハローワークを利用して新たなお仕事を探す方のなかには、在職中で兼業・副業を希望されている方がいらっしゃいます。兼業・副業は、本業以外の新たな経験やスキルを積む機会であると同時に、自分にあった働き方や自己実現を果たすための選択肢であり、単に収入を増やすということだけではなく、自身のキャリア形成のためにプラスとなるものと捉えている方が増えています。

従来の業務の中から「作業」と「時間」の切り出しを行い、1人あたりの労働時間を削減し、新たな雇用を生み出すことで、フルタイム勤務している従業員の負担が軽減され仕事の効率性を高めることも期待できます。



求人票の記載例

求人票の「職種」欄、「仕事内容」欄、「求人に関する特記事項」欄に「**副業可**」「**兼業可**」と記載してください。

求人広告掲載時の トラブルにご注意ください！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等をよく確認した上で契約を行ってください。

求人票の担当者欄に「ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り」「求人掲載の営業はお断り」といった記載が可能です。

また、担当者の連絡先を非公開にすることも可能です。詳しくは、ハローワーク横浜 事業所部門までお問い合わせください。

求人条件を変更した場合は 速やかにご連絡をお願いします

求人情報を正確・最新の内容で示すことは、職業安定法第5条の3に定められた求人者の義務です。

求人票に記された「仕事の内容」「就業時間」「休日」「就業場所」「雇用期間」などの労働条件は、そのまま採用後の労働条件となることが期待されています。

当初公開した求人の条件を、やむを得ず変更しなければならない場合は、求職者が労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、求職者に対し可能な限り速やかに変更内容を明示し、その理由を問われた場合は適切に説明する必要があります。



また、公開している求人の条件変更手続きも、マイページまたは窓口にて速やかに行ってください。